

関税定率法等の一部を改正する法律案

## 関税定率法等の一部を改正する法律

### (関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二八三四・二九号を次のように改める。

二八三四・二九	その他のもの
	一 硝酸カルシウム及び硝酸バリウム
	二 その他のもの
	無税
	三・九%

別表第五六〇八・一九号中「八・二%」を「五%」に改め、同表第五六〇八・九〇号中「九・一%」を「五%」に改める。

別表第五八・一〇項中「一七・九%」を「無税」に改める。

別表第六二・一二項中「八・五%」を「無税」に改める。

別表第八一〇・一〇号中「一キログラムにつき二円四〇銭」を「無税」に改める。

別表第八五四四・二〇号中「五・八%」を「無税」に改め、同表第八五四四・三〇号を次のように改め

る。

八五四四・三〇

点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）

無税

別表第八五四四・四二号及び第八五四四・四九号中「五・八%」を「無税」に改め、同表第八五四四・六〇号を次のように改める。

八五四四・六〇

その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）

無税

別表第九六一三・一〇号中「二・六%」を「無税」に改め、同表第九六一三・二〇号を次のように改める。

九六一三・二〇

携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）

- 一 貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの

五・一%

— 二 その他のもの

— 無税 —

別表第九六一三・八〇号中「四・一%」を「無税」に改め、同表第九六一三・九〇号中「四・六%」を「無税」に改める。

第二条 関税率法の一部を次のように改正する。

別表第一類の注1(a)中「又は第〇三・〇七項」を「第〇三・〇七項又は第〇三・〇八項」に、「水棲<sup>せい</sup>無脊椎動物<sup>むせきついでんぶつ</sup>」を「水棲<sup>せい</sup>無脊椎動物<sup>むせきついでんぶつ</sup>」に改める。

別表第一類の備考1中「第〇一〇二・一〇号」を「第〇一・〇二項」に改める。  
別表第〇一・〇一項及び第〇一・〇二項を次のように改める。

〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）
〇一〇一・二一	馬 純粹種の繁殖用のもの 一 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アン グロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項におい

て「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で  
定めるところにより証明されたもの

二 その他のもの

(一) 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであ  
り、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定  
めるところにより証明されたものに限る。）

(二) その他のもの

〇一〇一・二九

その他のもの

一 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところによ  
り証明されたもの

無税

無税

一頭につ

き四、〇〇

〇、〇〇〇

円

無税

〇一〇二・二一	<p>純粋種の繁殖用のもの</p>	無税
〇一・〇二	<p>家畜のもの</p>	無税
〇一〇一・九〇	<p>牛（生きているものに限る。）</p>	無税
〇一〇一・三〇	<p>ろ馬</p>	無税
〇一〇一・三〇	<p>その他のもの</p>	無税
〇一〇一・三〇	<p>（一） 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）</p>	無税
〇一〇一・三〇	<p>（二） その他のもの</p>	無税
〇一〇一・三〇	<p>一頭につき</p>	無税
〇一〇一・三〇	<p>き四、〇〇</p>	〇、〇〇〇
〇一〇一・三〇	<p>円</p>	〇、〇〇〇

○一〇二・二九	その他のもの	
○一〇二・三九	一 一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもの	一頭につき 四五、〇〇
○一〇二・三一	二 その他のもの	〇円
○一〇二・九〇	水牛	
	純粋種の繁殖用のもの	無税
	その他のもの	無税
	その他のもの	〇円
	一 純粋種の繁殖用のもの	無税
	二 その他のもの	無税

(一) 一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもの

一頭につき

四五、〇〇

〇円

(二) その他のもの

一頭につき

七五、〇〇

〇円

別表第〇一・〇五項中

〇一〇五・一九

その他のもの

無税を

〇一〇五・一三

あひる

無税

〇一〇五・一四

がちよう

無税

に改める。

〇一〇五・一五

ほろほろ鳥

無税

別表第〇一・〇六項を次のように改める。

〇一・〇六

その他の動物（生きているものに限る。）

哺乳類

○一〇六・一一	靈長類	無税
○一〇六・一二	くじら目、海牛目及び <small>き</small> 鰭脚下目	無税
○一〇六・一三	らくだ科	無税
○一〇六・一四	うさぎ	無税
○一〇六・一九	その他のもの	無税
○一〇六・二〇	爬 <small>は</small> 虫類	無税
	鳥類	
○一〇六・三一	猛きん類	無税
○一〇六・三二	おうむ目	無税
○一〇六・三三	エミュー（ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ）及び	
	だちよう	無税
○一〇六・三九	その他のもの	無税
	昆虫類	

〇一〇六・四一  
 〇一〇六・四九  
 〇一〇六・九〇

蜂

その他のもの

その他のもの

〇二〇七・三三二

〇二〇七・三三三

あひる、がちよう又はほろほろ鳥の  
 もの

分割してないもの（生鮮のもの及び  
 冷蔵したものに限る。）

一 あひるのもの

二 その他のもの

分割してないもの（冷凍したものに  
 限る。）

一 あひるのもの

二 その他のもの

無税  
 無税  
 無税

一〇%

一一・五%

一〇%

一二・五%





に改める。

○二〇七・五二	分割してないもの（冷凍したものに 限る。）	一一・五%
○二〇七・五三	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷 蔵したものに限る。）	五%
○二〇七・五四	その他のもの（生鮮のもの及び冷 蔵したものに限る。）	一一・五%
○二〇七・五五	その他のもの（冷凍したものに限 る。）	
	一 肝臓	一〇%
	二 その他のもの	一一・五%
○二〇七・六〇	ほろほろ鳥のもの 一 肝臓（冷凍したものに限	

る。

一〇%

二 その他のもの

一一・五%

別表第〇二〇八・四〇号中「及び海牛目のもの」を「海牛目のもの及び鱧脚<sup>き</sup>下目のもの」に改め、同表第〇二〇八・五〇号の次に次の一号を加える。

〇二〇八・六〇

らくだ科のもの

無税

別表第〇二・〇九項を次のように改める。

〇二・〇九

家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）

〇二〇九・一〇

豚のもの

一〇%

〇二〇九・九〇

その他のもの

一〇%

別表第〇二二〇・九二号中「及び海牛目のもの」を「海牛目のもの及び鱧脚<sup>き</sup>下目のもの」に改める。

二 〇三〇一・一〇一 観賞用の魚

別表第〇三・〇一項中

- 一 こい及び金魚
- 二 その他のもの

五%  
二・五%  
を

観賞用の魚

〇三〇一・一一

淡水魚

- 一 こい（キュプリヌス属のもの）及び金魚（カラシウス・アウラトウス）
- 二 その他のもの
- その他のもの

五%  
二・五%  
二・五%

に改め、同表第〇三〇一・

九三号中「こい」の下に「（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又はキルリヌス属のもの）」を加え、同表第〇三〇一・九四号中「トウヌス・テイヌス」の下に「及びトウヌス・オリエンタリス」を加える。

別表第〇三・〇二項から第〇三・〇七項までを次のように改める。

〇三・〇二

魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）

さけ科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）

〇三〇二・一一

ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

〇三〇二・一三

太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）

五%

五%

○三〇二・一四

大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)

○三〇二・一九

その他のもの

ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)

○三〇二・二一

ハリバット(レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス)

○三〇二・二二

プレイス(プレウロネクテス・プラテスサ)

○三〇二・二三

ソール(ソレア属のもの)

○三〇二・二四

ターボット(プセタ・マクシマ)

○三〇二・二九

その他のもの

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

○三〇二・三一

○三〇二・三二

○三〇二・三三

○三〇二・三四

○三〇二・三五

○三〇二・三六

○三〇二・三九

まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオヌス) ・ペラミス) (肝臓、卵及びしらを除く。)

びんながまぐろ (トウヌス・アラルンガ)

きはだまぐろ (トウヌス・アルバカレス)

かつお

めばちまぐろ (トウヌス・オベスス)

くろまぐろ (トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタ

リス)

みなみまぐろ (トウヌス・マツコイイ)

その他のもの

にしん (クルペア・ハレンダス及びクルペア・パラスイイ)、

かたくちいわし (エングラウリス属のもの)、いわし (スプラ

トウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサル

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

ダイノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラキケントロン・カナドウム)及びめかじき(クスイフィアス・グラディウス) (肝臓、卵及びしらを除く。)

〇三〇二・四一

にしん(クルペア・ハレンダス及びクルペア・パラスイイ)

一〇%

〇三〇二・四二

かたくちいわし(エングラウリス属のもの)

一〇%

〇三〇二・四三

いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)

一 サルディノプス属のもの

一〇%

二 その他のもの

五%

〇三〇二・四四

さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラ

○三〇二・四五	ラシクス及びスコムベル・ヤポニクス	一〇%
○三〇二・四六	あじ (トラクルス属のもの)	一〇%
○三〇二・四七	すぎ (ラクユケントロン・カナドウム)	五%
	めかじき (クスイフィアス・グラディウス)	五%
	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひ れだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (肝臓、卵及びしらこを除く。)	
○三〇二・五一	コツド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウ ス・マクロケファルス)	一〇%
○三〇二・五二	ハドツク (メラノグラナムス・アイグレフィヌス)	五%
○三〇二・五三	コールフィツシユ (ポルラクィウス・ヴィレンス)	五%
○三〇二・五四	ヘイク (メルルシウス属又はウロフユキス属のもの)	
	一 メルルシウス属のもの	一〇%

二 ウロフユキス属のもの

〇三〇二・五五

すけそうだら (テラグラ・カルコグランマ)

一〇%

〇三〇二・五六

ブルーホワイティング (ミクロメシステイウス・ポウタソウ  
及びミクロメシステイウス・アウストラリス)

五%

〇三〇二・五九

その他のもの

一 たら (ガドウス属又はテラグラ属のもの)

一〇%

二 その他のもの

五%

テイラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又はキルリナス属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパー

○三〇二・七一	チ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの) (肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
○三〇二・七二	テイラピア (オレオクロミス属のもの) なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイ クタルルス属のもの)	五%
○三〇二・七三	こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、 クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴ ドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌ ス属のもの)	五%
○三〇二・七四	うなぎ (アングイルラ属のもの)	五%
○三〇二・七九	その他のもの	五%
○三〇二・八一	その他の魚 (肝臓、卵及びしらを除く。) さめ	五%

〇三〇二・八二

えい (がんぎえい科のもの)

五%

〇三〇二・八三

めろ (デイソステイクス属のもの)

五%

〇三〇二・八四

シーバス (ディケントラルクス属のもの)

五%

〇三〇二・八五

たい (たい科のもの)

五%

〇三〇二・八九

その他のもの

一 にしん (カルペア属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、

さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属のもの)、

あじ (デカプテルス属のもの)

及びさんま (コロラビス属のもの)

一〇%

二 その他のもの

五%

〇三〇二・九〇

肝臓、卵及びしらこ

一 にしん (カルペア属のもの) 又はたら (ガドウス属、テ

ラグラ属又はメルルシウス属のもの) の卵

一〇%

〇三・〇三	<p>二 その他のもの</p> <p>魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）</p>	五%
〇三〇三・一一	<p>さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）</p> <p>べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）</p>	五%
〇三〇三・一二	<p>その他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）</p>	五%
〇三〇三・一三	<p>大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）</p>	五%
〇三〇三・一四	<p>ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボ</p>	

ニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・  
アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)

五%

〇三〇三・一九

その他のもの

五%

テイラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウ  
ス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のも  
の)、こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウ  
ス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユン  
ゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌ  
ス属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパー  
チ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)  
(肝臓、卵及びしらを除く。)

〇三〇三・二三

テイラピア (オレオクロミス属のもの)

五%

〇三〇三・二四

なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイ

〇三〇三・二五

クタルルス属のもの)

こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、  
クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴ  
ドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又はキルリヌ  
ス属のもの)

〇三〇三・二六

うなぎ (アングイルラ属のもの)

〇三〇三・二九

その他のもの

ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした  
科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科の  
もの。肝臓、卵及びしらを除く。)

〇三〇三・三一

ハリバット (レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒ  
ポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピ  
ス)

五%

五%

五%

五%

五%

○三〇三・三二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	五%
○三〇三・三三	ソール（ソレア属のもの）	五%
○三〇三・三四	ターボット（プセタ・マクシマ）	五%
○三〇三・三九	その他のもの	五%
○三〇三・四一	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウテイヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらを除く。）	五%
○三〇三・四二	びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）	五%
○三〇三・四三	きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）	五%
○三〇三・四四	かつお	五%
○三〇三・四五	めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）	五%
○三〇三・四六	くろまぐろ（トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス）	五%
○三〇三・四六	みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）	五%

〇三〇三・四九

その他のもの

五%

にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）、  
いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカル  
ドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、  
さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララ  
シクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属の  
もの）、すぎ（ラキケントロン・カナドウム）及びめかじき  
（クスイフィアス・グラディウス）（肝臓、卵及びしらこを除  
く。）

〇三〇三・五一

にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）

一〇%

〇三〇三・五三

いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカ  
ルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のも  
の）

○三〇三・五四	一 サルディノプス属のもの	一〇%
	二 その他のもの	五%
○三〇三・五五	さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラ ラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	一〇%
○三〇三・五六	あじ (トラクルス属のもの)	一〇%
○三〇三・五七	すぎ (ラクキュケントロン・カナドウム)	五%
	めかじき (クスイフィアス・グラディウス)	五%
	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひ れだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (肝臓、卵及びしらを除く。)	
○三〇三・六三	コッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウ ス・マクロケファルス)	一〇%
○三〇三・六四	ハドック (メラノグララムス・アイグレフィヌス)	五%

○三〇三・六五	コールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)	五%
○三〇三・六六	ヘイク (メルルシウス属又はウロフユキス属のもの)	
	一 メルルシウス属のもの	一〇%
	二 ウロフユキス属のもの	五%
○三〇三・六七	すけそうだら (テラグラ・カルコグランマ)	一〇%
○三〇三・六八	ブルーホワイティング (ミクロメシステイウス・ポウタソウ及びミクロメシステイウス・アウストラリス)	五%
○三〇三・六九	その他のもの	
	一 たら (ガドウス属又はテラグラ属のもの)	一〇%
	二 その他のもの	五%
○三〇三・八一	その他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)	
○三〇三・八二	さめ	五%
	えい (がんぎえい科のもの)	五%

〇三〇三・八三

めろ (デイソステイクス属のもの)

五%

〇三〇三・八四

シーバス (デイケントラルクス属のもの)

五%

〇三〇三・八九

その他のもの

一 にしん (クルペア属のもの)、ぶり (セリオーラ属の

もの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エト

ルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (デ

カプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のも

の)

一〇%

二 その他のもの

五%

〇三〇三・九〇

肝臓、卵及びしらこ

一 にしん (クルペア属のもの) の卵

六%

二 たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のも

の) の卵

一〇%

三 その他のもの

魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに  
限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わな  
い。）

魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず  
（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルル  
ス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・  
カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロ  
ファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又  
はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、  
ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎよ（カンナ  
属のもの）のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）  
ティラピア（オレオクロミス属のもの）

五%

五%

〇三・〇四

〇三〇四・三一

○三〇四・三二

なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタールス属のもの)

五%

○三〇四・三三

ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス)

五%

○三〇四・三九

その他のもの

五%

その他の魚のフィレ (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

○三〇四・四一

太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)

五%

○三〇四・四二

ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボ)

○三〇四・四三

ニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)

五%

○三〇四・四四

ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)

五%

さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの

もの)

一〇%

二 その他のもの

五%

○三〇四・四五

めかじき(クスイフィアス・グラディウス)

五%

○三〇四・四六

めろ(デイソステイクス属のもの)

五%

〇三〇四・四九

その他のもの

- 一 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

一〇%

二 その他のもの

五%

その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

〇三〇四・五一

テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又は

○三〇四・五二	キルリヌス属のもの、うなぎ（アングイルラ属のもの）、 ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カン ナ属のもの）	五%
○三〇四・五三	さけ科のもの	五%
○三〇四・五四	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわり ひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科の もの	一〇%
○三〇四・五五	一 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属の もの）	五%
○三〇四・五九	二 その他のもの	五%
	めかじき（クスイフィアス・グラデイウス）	五%
	めろ（デイソステイクス属のもの）	五%
	その他のもの	五%

一 にしん(タルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)

一〇%

二 その他のもの

五%

魚のファイル(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ

属のもの)のもの) (冷凍したものに限る。)

○三〇四・六一

ティラピア (オレオクロミス属のもの)

五%

○三〇四・六二

なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイ

クタルルス属のもの)

五%

○三〇四・六三

ナイルパーチ (ラテス・ニロテイクス)

五%

○三〇四・六九

その他のもの

五%

魚のフィレ (さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの) (冷凍したものに限る。)

○三〇四・七一

コッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウ

ス・マクロケファルス)

一〇%

○三〇四・七二

ハドック (メラノグラナムス・アイグレフィヌス)

五%

○三〇四・七三

コールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)

五%

○三〇四・七四

ヘイク（メルルシウス属又はウロフユキス属のもの）

一 メルルシウス属のもの

一〇%

二 ウロフユキス属のもの

五%

○三〇四・七五

すけそうだら（テラグラ・カルコグラマンマ）

一〇%

○三〇四・七九

その他のもの

一 たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）

一〇%

二 その他のもの

五%

その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）

○三〇四・八一

太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュン

クス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコル

ヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キス

トク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンク

ス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナ

○三〇四・八二

ウさけ (フコ・フコ)

五%

○三〇四・八三

ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)

五%

○三〇四・八四

ひらめ・かれない類 (かれない科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)

五%

○三〇四・八五

めかじき (クスイフィアス・グラディウス)

五%

○三〇四・八六

めろ (ディソステイクス属のもの)

五%

○三〇四・八七

にしん (カルペア・ハレングス及びカルペア・パラスイイ) まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウテイヌス (カツオヌス) ・ペラミス)

五%

一〇%

〇三〇四・八九

その他のもの

- 一 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

一〇%

二 その他のもの

五%

その他のもの（冷凍したものに限る。）

〇三〇四・九一

めかじき（クスイフィアス・グラディウス）

五%

〇三〇四・九二

めろ（ディソステイクス属のもの）

五%

〇三〇四・九三

テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシ

○三〇四・九四

○三〇四・九五

ウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファ  
リユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又は  
キルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、  
ナイルパーチ(ラテス・ニロテイクス)及びらいぎよ(カン  
ナ属のもの)

すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)

さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわり  
ひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科の  
もの(すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)を除  
く。)

一 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属の  
もの)

二 その他のもの

一〇%

五%

一〇%

五%

〇三〇四・九九

その他のもの

- 一 にしん（カルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

一〇%

二 その他のもの

五%

〇三・〇五

魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

〇三〇五・一〇

魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

一五%

〇三〇五・二〇

魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水

漬けしたものに限る。）

一 にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）

一二%

二 さけ科のもの卵

五%

三 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ

一五%

四 その他のもの

四%

魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）

○三〇五・三一  
テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミユロファ

リユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又は  
 キルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、  
 ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カン  
 ナ属のもの）

一五%

さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわり  
 ひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科の  
 もの

一五%

〇三〇五・三九

その他のもの

一 さけ科のもの

一二%

二 その他のもの

一五%

くん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。）

〇三〇五・四一

太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュン  
 クス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコル

---

ヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)

一五%

〇三〇五・四二

にしん(カルペア・ハレングス及びカルペア・パラスイイ)

一五%

〇三〇五・四三

ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)

一五%

〇三〇五・四四

テイラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミユロファ

〇三〇五・四九

リユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又は  
 キルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、  
 ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カン  
 ナ属のもの）  
 その他のもの

一五%  
 一五%

〇三〇五・五一

乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないか  
 を問わないものとし、くん製したものを除く。）

コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウ  
 ス・マクロケファルス）  
 その他のもの

一五%

〇三〇五・五九

一 さけ科のもの  
 二 その他のもの

一二%  
 一五%

塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬

けした魚（食用の魚のくず肉を除く。）

○三〇五・六一

にしん（クルペア・ハレンダス及びクルペア・パラスイイ）

一五%

○三〇五・六二

コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）

一五%

○三〇五・六三

かたくちいわし（エングラウリス属のもの）

一五%

○三〇五・六四

テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カナ属のもの）

一五%

〇三〇五・六九

その他のもの

一 さけ科のもの

二 その他のもの

魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉

ふかひれ

〇三〇五・七一  
〇三〇五・七二

魚の頭、尾及び浮袋

一 くん製したもの

二 乾燥したもの

(一) さけ科のもの

(二) その他のもの

三 塩蔵したもの及び塩水漬けたもの

(一) さけ科のもの

(二) その他のもの

一二%

一五%

一五%

一五%

一二%

一五%

一二%

一五%

〇三〇五・七九

その他のもの

一 くん製したもの

一五%

二 乾燥したもの

(一) さけ科のもの

一二%

(二) その他のもの

一五%

三 塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの

(一) さけ科のもの

一二%

(二) その他のもの

一五%

〇三・〇六

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調

〇三〇六・一一	<p>理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p> <p>冷凍したもの</p> <p>いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）</p> <p>一 くん製したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	四・八%
〇三〇六・一二	<p>ロブスター（ホマルス属のもの）</p> <p>一 くん製したもの</p> <p>二 その他のもの</p>	四%
〇三〇六・一四	<p>かに</p> <p>一 くん製したもの</p>	九・六%

○三〇六・一五	<ul style="list-style-type: none"> <li>二 その他のもの</li> <li>ノルウエーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）</li> <li>一 くん製したもの</li> <li>二 その他のもの</li> </ul>	四・八%
○三〇六・一六	<ul style="list-style-type: none"> <li>コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープ</li> <li>ローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）</li> <li>一 くん製したもの</li> <li>二 その他のもの</li> </ul>	四・八%
○三〇六・一七	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他のシュリンプ及びプローン</li> <li>一 くん製したもの</li> <li>二 その他のもの</li> </ul>	四・八%
○三〇六・一九	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</li> </ul>	四%

一 えび

(一) くん製したもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) くん製したもの

(二) その他のもの

冷凍してないもの

〇三〇六・二二

いせえびその他のいせえび科のえび (パリヌルス属、パヌリ

ルス属又はヤスス属のもの)

一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

二 くん製したもの

三 その他のもの

〇三〇六・二三

ロブスター (ホマルス属のもの)

四・八%

四%

九・六%

一〇%

四%

四・八%

六%

○三〇六・二四	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</li> <li>二 くん製したもの</li> <li>三 その他のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>四・八%</li> <li>六%</li> </ul>
○三〇六・二五	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</li> <li>二 くん製したもの</li> <li>三 その他のもの</li> </ul> <p>ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>六%</li> <li>九・六%</li> <li>一五%</li> </ul>
○三〇六・二六	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</li> <li>二 くん製したもの</li> <li>三 その他のもの</li> </ul> <p>コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープ ローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>四%</li> <li>四・八%</li> <li>六%</li> </ul>

○三〇六・二七	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</li> <li>二 くん製したもの</li> <li>三 その他のもの</li> </ul> <p>その他のシュリンプ及びプローン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</li> <li>二 くん製したもの</li> <li>三 その他のもの</li> </ul>	<p>四・八%</p> <p>四%</p> <p>六%</p> <p>四・八%</p> <p>四%</p>
○三〇六・二九	<p>その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</li> <li>(一) えび</li> <li>(二) その他のもの</li> <li>二 くん製したもの</li> </ul>	<p>一〇%</p> <p>四%</p>

	(一) えび	四・八%
	(二) その他のもの	九・六%
	三 その他のもの	
	(一) えび	六%
	(二) その他のもの	一五%
〇三・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
〇三〇七・一一	かき 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%

〇三〇七・一九

その他のもの

一 冷凍したもの

二 くん製したもの

三 その他のもの

スキヤロップ（ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）

〇三〇七・二一

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

〇三〇七・二九

その他のもの

一 冷凍したもの

二 くん製したもの

三 その他のもの

い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）

〇三〇七・三一

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

一〇%

九・六%

一五%

一〇%

一〇%

九・六%

一五%

一〇%

〇三〇七・三九

その他のもの

一 冷凍したもの

二 くん製したもの

三 その他のもの

いか(セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピ  
オラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又  
はセピオティウチス属のもの)

〇三〇七・四一

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

〇三〇七・四九

その他のもの

一 冷凍したもの

二 くん製したもの

三 その他のもの

たこ(オクトプス属のもの)

一〇%

九・六%

一五%

一〇%

一〇%

九・六%

一五%

〇三〇七・五一

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

一〇%

〇三〇七・五九

その他のもの

一 冷凍したもの

一〇%

二 くん製したもの

九・六%

三 その他のもの

一五%

〇三〇七・六〇

かたつむりその他の巻貝（海棲せいのものを除く。）

一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したも

の

一〇%

二 くん製したもの

九・六%

三 その他のもの

一五%

クラム、コックル及びアークシエル（ふねがい科、アイスラン

ドがい科、ぎるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい

科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじ

〇三〇七・七一	<p>がい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p>	一 貝柱	一〇%
二 はまぐり		五%	
三 その他のもの		一〇%	
〇三〇七・七九	その他のもの		
	一 冷凍したもの		
	(一) 貝柱	一〇%	
	(二) はまぐり	五%	
	(三) その他のもの	一〇%	
	二 くん製したもの		九・六%
	三 その他のもの		

(一) 貝柱	一五%
(二) はまぐり (塩蔵し又は塩水漬けしたものに限り。)	七・五%
(三) その他のもの	一五%
あわび (ハリオテイス属のもの)	
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
その他のもの	
一 冷凍したもの	一〇%
二 くん製したもの	九・六%
三 その他のもの	一五%
その他のもの (軟体動物の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。) を含む。)	
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
その他のもの	
〇三〇七・九一	
〇三〇七・九九	
〇三〇七・八一	
〇三〇七・八九	

一	冷凍したもの	一〇%
二	くん製したもの	九・六%
三	その他のもの	一五%

別表第〇三・〇七項の次に次の一項を加える。

〇三・〇八

水棲<sup>せい</sup>無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲<sup>せい</sup>無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲<sup>せい</sup>無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）

なまこ（ステイコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）

〇三〇八・一一  
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

○三〇八・一九	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 生きているもの</li> <li>二 その他のもの</li> </ul>	無税
○三〇八・一九	その他のもの	一〇%
一 くん製したもの	九・六%	
二 その他のもの	一〇%	
うに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルブス、エキキヌス・エスケレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの）		
○三〇八・二二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
一 生きているもの	無税	
二 その他のもの	一〇%	
○三〇八・二九	その他のもの	
一 くん製したもの	九・六%	

	〇三〇八・三〇		
	〇三〇八・九〇		
	くらげ（ロピレマ属のもの）	二	一〇%
	一 生きているもの		
	二 くん製したもの		
	三 その他のもの		
	その他のもの		
	一 生きているもの		無税
	二 生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの		一〇%
	三 くん製したもの		九・六%
	四 その他のもの		
	（一） うに及びくらげ		一〇%
	（二） その他のもの		一五%
〇四〇一・三〇一	脂肪分が全重量の六%を超えるもの		—

別表第〇四・〇一項中

一	滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の一三%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	二五%及び一キログラムにつき七四七円
二	その他のもの	二五%及び一キログラム

を

	二	その他のもの
		円
	二五%	ムにつき
		一、四一一

○四〇一・四〇	脂肪分が全重量の六%を超え一〇%以下のもの	
	一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	二五%及び
		一キログラ
		ムにつき七
		四七円
○四〇一・五〇	二 その他のもの	二五%
	脂肪分が全重量の一〇%を超えるも	

の

一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の一三%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）

(一) 脂肪分が全重量の四五%以下のもの

(二) その他のもの

二五%及び  
一キログラ  
ムにつき七  
四七円  
二五%及び

に改める。

別表第〇四・〇七項を次のように改める。

二 その他のもの

一キログラ	
ムにつき	
一、四一一	
円	
二五%	

〇四・〇七

殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）

ふ化用の受精卵

〇四〇七・一一

鶏（ガルルス・ドメステイクス）のもの

無税

〇四〇七・一九

その他のもの

無税

その他の卵（生鮮のものに限る。）

〇四〇七・二一

鶏（ガルルス・ドメステイクス）のもの

二〇%

○四〇七・二九	その他のもの		二〇%
○四〇七・九〇	その他のもの		
	一 冷凍したもの		二〇%
	二 その他のもの		二五%

別表第〇六〇三・一四号の次に次の一号を加える。

○六〇三・一五	ゆり（リリウム属のもの）	無税
---------	--------------	----

別表第〇六・〇四項中

○六〇四・一〇	こけ及び地衣	五%
○六〇四・九一	その他のもの	五%
○六〇四・九九	生鮮のもの	五%
	その他のもの	五%

を

○六〇四・二〇	生鮮のもの	五%
○六〇四・九〇	その他のもの	五%
○七〇九・九〇	その他のもの	

に改める。

別表第〇七・〇九項中

一 スイートコーン  
二 その他のもの

一〇%  
五% を

〇七〇九・九一	その他のもの アーティチョーク	五%
〇七〇九・九二	オリーブ	五%
〇七〇九・九三	かぼちや類（ククルビタ属のもの）	五%
〇七〇九・九九	その他のもの 一 スイートコーン 二 その他のもの	一〇% 五%

に改める。

別表第〇七・三三・三三三号の次に次の二号を加える。

〇七一三・三四	バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイ ア・スブテルラネア）
---------	---

一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）  
により専ら播種用に適するようになったもの  
無税

二 その他のもの

(一) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である  
旨が政令で定めるところにより証明されたもの  
一〇%

(二) その他のもの  
一キログラムにつき四

一七円

〇七二三・三五

ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）

一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）  
により専ら播種用に適するようになったもの  
無税

二 その他のもの

(一) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である

別表第〇七二三・五〇号の次に次の一号を加える。

〇七二三・六〇

き豆（カヤヌス・カヤン）

- 一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種<sup>は</sup>用に適するようになったもの
- 二 その他のもの
- （一）播種<sup>は</sup>用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの
- （二）その他のもの

旨が政令で定めるところにより証明されたもの

（二）その他のもの

一〇%

一キログラ

ムにつき四

一七円

無税

一〇%

一キログラ

ムにつき四

別表第〇七二四・二〇号の次に次の三号を加える。

〇七二四・三〇

ヤム芋（ディオスコレア属のもの）

一 冷凍したもの

二〇%

二 その他のもの

一五%

〇七二四・四〇

さといも（コロカシア属のもの）

一 冷凍したもの

一〇%

二 その他のもの

一五%

〇七二四・五〇

アメリカさといも（クサントソマ属のもの）

一 冷凍したもの

二〇%

二 その他のもの

一五%

別表第〇七二四・九〇号を次のように改める。

〇七二四・九〇

その他のもの

	一 冷凍したもの	二〇%
	二 その他のもの	一五%

別表第〇八〇一・一二号の次に次の一号を加える。

〇八〇一・一二	内果皮付きのもの	六%
---------	----------	----

別表第〇八・〇二項中	〇八〇二・四〇	くり (カスターネア属のもの)	一六%
	〇八〇二・五〇	ピスタチオナット	無税
	〇八〇二・六〇	マカダミアナット	五%
	〇八〇二・九〇	その他のもの	
		一 びんろう子	無税
	二 ペカン	五%	
	三 その他のもの	二〇%	

を

〇八〇二・四一	くり (カスターネア属のもの) 殻付きのもの	一六%
---------	---------------------------	-----

〇八〇二・四二	殻を除いたもの	一六%
〇八〇二・五一	ピスタチオナット	
〇八〇二・五二	殻付きのもの	無税
	殻を除いたもの	無税
	マカダミアナット	
〇八〇二・六一	殻付きのもの	五%
〇八〇二・六二	殻を除いたもの	五%
〇八〇二・七〇	コーラナット(コーラ属のもの)	二〇%
〇八〇二・八〇	びんろう子	無税
〇八〇二・九〇	その他のもの	
	一 ペカン	五%
	二 その他のもの	二〇%

別表第〇八・〇三項を次のように改める。

に改める。

〇八・〇三

バナナ（プランティンを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限り。）

〇八〇三・一〇

プランティン

一 生鮮のもの

(一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの

の

(二) 毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの

もの

二 乾燥したもの

〇八〇三・九〇

その他のもの

一 生鮮のもの

(一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの

の

四〇%

五〇%

六%

四〇%

(二) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入される

もの

五〇%

二 乾燥したもの

六%

別表第〇八・〇八項を次のように改める。

〇八・〇八

りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）

〇八〇八・一〇

りんご

二〇%

〇八〇八・三〇

梨

八%

〇八〇八・四〇

マルメロ

八%

別表第〇八・〇九項中

〇八〇九・二〇

さくらんぼ

一〇%

を

さくらんぼ

〇八〇九・二二

サワーチェリー（プルナス・ケラ

に改める。

スス）

一〇%

〇八〇九・二九

その他のもの

一〇%

別表第〇八一〇・二〇号の次に次の一号を加える。

〇八一〇・三〇

ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント  
及びグーズベリー

一〇%

別表第〇八一〇・四〇号中「バキニウム属」を「ヴァキニウム属」に改め、同表第〇八一〇・六〇号の次に次の一号を加える。

〇八一〇・七〇

柿

一〇%

別表第〇八一・九〇号中「サワーチェリー」の下に「(プルヌス・ケラスス)」を加え、「なし」を「梨」に改める。

別表第〇八一二・九〇号中「くり」の下に「(カスタネア属のもの)」を加える。

別表第〇八一三・五〇号中「くり」の下に「(カスタネア属のもの)」を、「ピスタチオナット」の下に「コーラナット(コラ属のもの)」を加え、「(びんろう子を除く。)」を削る。

〇九〇四・二〇

とうがらし属又はピメンタ属の果実  
(乾燥し、破碎し又は粉碎したもの)

別表第〇九・〇四項中

〇九〇四・二二	とうがらし属又はピメンタ属の果実 乾燥したもの（破碎及び粉碎のい ずれもしてないものに限る。）	に 限る。） 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	無税 七%
〇九〇四・二三	破碎し又は粉碎したもの 一 小売用の容器入りにしたもの の 二 その他のもの	に改める。	無税 七%

別表第〇九・〇五項を次のように改める。

〇九・〇五	バナラ豆	
〇九〇五・一〇	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	無税
〇九〇五・二〇	破碎し又は粉碎したもの	無税

別表第〇九・〇七項から第〇九・一〇項までを次のように改める。

〇九・〇七	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	
〇九〇七・一〇	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの	無税
	二 その他のもの	無税
〇九〇七・二〇	破碎し又は粉碎したもの	四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの	無税
	二 その他のもの	無税
〇九・〇八	肉づく、肉づく花及びカルダモン類	

肉づく

○九〇八・一一

破碎及び粉碎のいずれもしてないもの

一 小売用の容器入りにしたものの

二 その他のもの

四・二%

無税

○九〇八・一二

破碎し又は粉碎したもの

一 小売用の容器入りにしたものの

二 その他のもの

四・二%

無税

肉づく花

○九〇八・二一

破碎及び粉碎のいずれもしてないもの

一 小売用の容器入りにしたものの

二 その他のもの

四・二%

無税

○九〇八・二二

破碎し又は粉碎したもの

一 小売用の容器入りにしたものの

四・二%

	二 その他のもの	無税
○九〇八・三一	カルダモン類 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	四・二% 無税
○九〇八・三二	破碎し又は粉碎したもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	四・二% 無税
○九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又は カラウエイの種及びジュニパーベリー コリアンダーの種	無税
○九〇九・二一	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの	七%

○九〇九・三二	二 その他のもの	無税
	破碎し又は粉碎したもの	
	一 小売用の容器入りにしたもの	七%
	二 その他のもの	三・五%
○九〇九・三一	クミンの種	
	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	
	一 小売用の容器入りにしたもの	七%
	二 その他のもの	無税
○九〇九・三二	破碎し又は粉碎したもの	
	一 小売用の容器入りにしたもの	七%
	二 その他のもの	三・五%
	アニス、大ういきよう、カラウエイ又はういきようの種及び ジュニパーベリー	

○九〇九・六一	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	七%
○九〇九・六二	破碎し又は粉碎したもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	無税
○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料 しょうが	三・五%
○九一〇・一一	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの 一 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの 二 その他のもの	一五%

〇九一〇・二二	<ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 小売用の容器入りにしたもの</li> <li>(二) その他のもの</li> </ul> <p>破碎し又は粉碎したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの</li> <li>二 その他のもの</li> </ul>	一〇%
〇九一〇・二〇	<p>サフラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 小売用の容器入りにしたもの</li> <li>二 その他のもの</li> </ul>	四・二%
〇九一〇・三〇	<p>うこん</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 小売用の容器入りにしたもの</li> </ul>	四・二%
		無税

一〇・〇一	小麦及びメスリン デュラム小麦	
別表第一〇・〇一項から第一〇・〇四項までを次のように改める。		
〇九一〇・九九	<ul style="list-style-type: none"> <li>二 その他のもの</li> <li>一 小売用の容器入りにしたものの</li> <li>二 その他のもの</li> </ul>	無税
〇九一〇・九九	その他のもの	四・二%
〇九一〇・九九	<ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 小売用の容器入りにしたものの</li> <li>(二) その他のもの</li> </ul>	無税
〇九一〇・九九	二 その他のもの	四・二%
〇九一〇・九九	一 カレー	一二%
〇九一〇・九九	この類の注1(b)の混合物	無税
〇九一〇・九九	その他の香辛料	無税

一〇〇一・一九	一〇〇一・一九	一〇〇一・一九	一〇〇一・一九
---------	---------	---------	---------

播種用のもの

その他のもの

その他のもの

播種用のもの

その他のもの

一キログラム	五円	一キログラム	五円	一キログラム	五円	一キログラム	五円
--------	----	--------	----	--------	----	--------	----

一〇・〇二	ライ麦	
一〇〇二・一〇	播種用のもの	
	一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）に より専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二 その他のもの	五%
一〇〇二・九〇	その他のもの	五%
一〇・〇三	大麦及び裸麦	
一〇〇三・一〇	播種用のもの	一キログラムにつき四 六円
一〇〇三・九〇	その他のもの	一キログラムにつき四 六円

一〇・〇四	オート	
一〇〇四・一〇	播種用のもの	無税
一〇〇四・九〇	その他のもの	無税

別表第一〇・〇七項及び第一〇・〇八項を次のように改める。

一〇・〇七	グレーンソルガム	
一〇〇七・一〇	播種用のもの	
	一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）に より専ら播種用に適するようになったもの	無税
	二 その他のもの	五%
一〇〇七・九〇	その他のもの	五%
一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	
一〇〇八・一〇	そば	
	一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）に	

一〇〇八・五〇	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のための処理) に より専ら播種<sup>は</sup>用に適するようにしたもの</li> </ul>	無税
一〇〇八・二一	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 播種<sup>は</sup>用のもの</li> </ul>	無税
一〇〇八・二九	<ul style="list-style-type: none"> <li>二 その他のもの</li> </ul>	一五%
一〇〇八・三〇	ミレット	
一〇〇八・四〇	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のための処理) に より専ら播種<sup>は</sup>用に適するようにしたもの</li> <li>二 その他のもの</li> </ul>	無税
	キヌア (ケノポ、ディウム・クイノア)	五%
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のための処理) に より専ら播種<sup>は</sup>用に適するようにしたもの</li> </ul>	無税
	カナリーシード	無税
	フォニオ (ディギタリア属のもの)	無税

一〇〇八・六〇	二 その他のもの	五%
	ライ小麦	一キログラムにつき六 五円
一〇〇八・九〇	その他の穀物	
	一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）に より専ら播種 <sup>は</sup> 用に適するようにしたもの	無税
	二 その他のもの	五%

別表第一一〇二・一〇号を削る。

別表第一二・〇一項及び第一二・〇二項を次のように改める。

一二・〇一	大豆（割つてあるかないかを問わない。）	
一二〇一・一〇	播種 <sup>は</sup> 用のもの	無税
一二〇一・九〇	その他のもの	無税

一一・〇二	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに 限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかない かを問わない。）	一キログラ ムにつき七 二六円
一一〇二・三〇	播種 <sup>は</sup> 用のもの	一キログラ ムにつき七 二六円
一一〇二・四一	その他のもの	一キログラ ムにつき七 二六円
殻付きのもの		ムにつき七 二六円
一一〇二・四二	殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	一キログラ ムにつき七 二六円

別表第一二・〇七項中

一二〇七・二〇

綿実

無税

を

一二〇七・一〇

油やしの実及びパーム核

無税

綿実

一二〇七・二一

播種用のもの

無税

に改め、同表第一二〇七・

一二〇七・二九

その他のもの

無税

一二〇七・三〇

ひまの種

無税

五〇号の次に次の二号を加える。

一二〇七・六〇

サフラワー（カルタムス・ティンクトリウス）の種

無税

一二〇七・七〇

メロンの種

無税

別表第一二・一二項を次のように改める。

一二・一二

海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび

（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものと

し、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に

供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）

海草その他の藻類

一一二二二・二二

食用に適するもの

一 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、

一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの

一枚につき

一円五〇銭

二 あまのり属のもの及びこれを交えたもの（この号の一

に掲げる物品を除く。）

四〇%

三 その他のもの

一五%

一一二二二・二九

その他のもの

一 ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、

とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	五%
二 その他のもの	無税
その他のもの	無税
てん菜	無税
ローカストビーン (キャロブ)	無税
さとうきび	無税
チコリーの根	一五%
その他のもの	
一 こんにやく芋 (アモルフオフアルス) (切り、乾燥し 又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	一キログラムにつき
	三、二八九
	円

一一二二二・九一

一一二二二・九二

一一二二二・九三

一一二二二・九四

一一二二二・九九

二 その他のもの

五%

別表第一五・〇二項及び第一五・〇二項を次のように改める。

一五・〇一

豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一

五・〇三項のものを除く。）

一五〇一・一〇

ラード

一 酸価が一・三を超えるもの

無税

二 その他のもの

一キログラムにつき一

一五〇一・二〇

その他の豚脂

一 酸価が一・三を超えるもの

無税

二 その他のもの

一キログラムにつき一

〇円

ムにつき一

一五〇一・九〇	その他のもの	〇円
一五・〇二	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	七・五%
一五〇二・一〇	タロー	無税
一五〇二・九〇	その他のもの	無税

別表第一六類の号注2中「及び甲殻類」を「並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物」に改める。

別表第一六類に備考として次のように加える。

備考

1 第一六〇五・五九号又は第一六〇五・六九号の細分において「いか」、「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、号注2の規定により第一六〇五・五四号に属するいか以外のもの、第一六〇五・六二号に属するうに以外のもの又は第一六〇五・六三号に属するくらげ以外のものをいう。